

			条例等の根拠	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	指定数量の5分の1指定数量未満	第46条	
<input type="checkbox"/>	保有空地	タンクの周囲1m以上	第49条第2項第1号	
<input type="checkbox"/>	標識掲示板	必 要	第48条第2項第1号	
<input type="checkbox"/>	タンク本体	材質(SS-400) 板厚(タンク容量による)	第51条第2項第1号	
		水張試験必要	第51条第2項第1号	
		転倒防止基礎に固定	第51条第2項第2号	
		外面にさび止め防止措置 SUSの場合必要なし	第51条第2項第2号	
		2基以上のタンク間1m以上	第49条第2項第1号	
		底板外面腐食防止の措置(アスファルトサンド等)基礎直接設置	第51条第2項第11号	
	通気管	圧力タンク以外のタンクに必要 (引火点40°C未満引火防止網)	第51条第2項第4号	
		先端は水平より45°以上曲げる		
	<input type="checkbox"/>	計量装置	見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置(浮子式計量等)	第51条第2項第6号
	<input type="checkbox"/>	注入口	火災予防上支障のない場所 当該注入口には弁または蓋を設置	第51条第2項第7号
<input type="checkbox"/>	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない 配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上で圧力試験	第48条第2項第9号	
	地上設置	外面腐食防止措置 SUSの場合は必要なし	第48条第2項第9号	
	地下設置	外面腐食防止措置 接合部漏洩点検措置(接合部溶接以外) 地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する	第48条第2項第9号	
	配管開閉弁	タンク直近に容易に操作できる位置に開閉弁の設置	第51条第2項第8号	
	地震対策	配管とタンク結合部分に損傷を与えないよう設置(フレキシブル配管等)	第51条第2項第9号	
<input type="checkbox"/>	容量	タンク容量の110%以上	第51条第2項第10号	
	高さ	20cm以上		
	堤内タンク数	3基までとする		
	タンクとの距離	タンクと防油堤間50cm以上		
	構造	鉄筋コンクリート・ブロックモルタル塗造・鋼板造(腐食防止)		
	配管	堤内タンク配管以外禁止 防油堤貫通禁止		
	水抜口	ためます雨水排水管必要		
<input type="checkbox"/>	消火設備	粉末消火器10型×1本		